

ワクチン接種後も
油断しない！

感染力が強い 変異株 にもご注意を

現在、変異株などにより、新型コロナウイルス感染者が急増しています。

マスクの着用や手指の消毒、人との距離を十分とるなど感染対策を実践し、感染を防ぎましょう。また、市ではワクチン接種を実施しています。2回の接種が完了しても引き続き感染症対策を、未接種の方は、集団接種、個別接種を選択のうえ、接種をお願いします。

思わぬ落とし穴！？ 顔を触るのは極力控えましょう

新型コロナウイルス感染経路として飛沫感染のほか、ウイルスが付着した手で口や鼻を触ることによる接触感染があるとされています。接触感染を防ぐため、外出時など顔を触るのは極力控えましょう。

人は無意識に顔を触っています

■ 1時間に平均23回

そのうち、目、鼻、口などの粘膜は約44%を占め、そこから感染してしまうこともありますので、注意しましょう。

1時間に平均 23 回のうち…



9月20日～26日は動物愛護週間です



今年の動物愛護週間は、「私たちがつくるペットとのこれから」をテーマに、ペットが私たちにもたらすことなどを改めて見つめ直し、これからも続いていく人とペットとの多様な関係を考えましょう。

！ ペットの飼い主の皆さんへ

動物は、生活を豊かにしてくれるかけがえのない存在です。しかし、その一方でマナーの悪い飼い主が問題になっており、鳴き声やふん尿など、近隣への迷惑行為や動物による事故なども発生しています。

犬の飼い主の方へ

散歩時の安全確保

散歩は必ずリードを付け、時間帯や場所に配慮しましょう。また、長すぎるリードでの散歩は危険です。

愛犬の登録・狂犬病予防注射

生後90日を経過した犬は、登録と狂犬病予防注射の接種、鑑札と注射済票の装着が義務付けられています。飼い始めてから30日以内に所在地の市町村で登録をして、鑑札の交付を受けましょう(手数料3000円)。また、次の場合も届け出が必要です。

- ▶住所や飼い主などに変更があったとき
- ▶愛犬が亡くなったとき

ドッグランの利用

市内のドッグランを利用する場合、市の利用承認が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

狂犬病予防注射をこれから接種する方へ

市内の委託を受けた動物病院で注射する場合、狂犬病予防注射と狂犬病予防注射済票の交付手続きが同時にできます。犬の登録番号がわかるものを持参してください。市外動物病院で接種された場合や、市内動物病院で狂犬病予防注射済票交付を受けられなかった場合は、動物病院から「狂犬病予防注射済証明書」が発行されますので、環境衛生課(市役所6階)で手続きをお願いします(手数料550円)。



● 狂犬病とは

「狂犬病ウイルス」で起こる動物由来感染症です。犬や人などすべての哺乳動物に感染します。狂犬病は、受傷により感染したとしても、適切にワクチンを接種すれば発症は防げます。

猫の飼い主の方へ

猫は屋内で飼うことで、交通事故や病気の感染などの危険を避けることができ、近隣に迷惑をかけることもありません。

屋内飼いでも、窓やドアからの脱走や災害などで驚いて逃げってしまうことも考えられますので、飼い猫だとわかるように、所有明示をしましょう。

飼い主のいない猫を減らす地域猫活動の推進

世話をする人と地域住民が協力して地域猫活動をすることで飼い主のいない猫の数を減らし、地域の環境問題として捉え解決を図ります。

猫のふん尿被害でお困りの方へ

敷地内に侵入する猫による被害を軽減するため、猫よけ超音波発生装置を貸し出しています。また、忌避剤も無料で配布しています。

問 環境衛生課 ☎712・6495

ID 1033179